

瀬戸市選挙管理委員会告示第53号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月15日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 上川和子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区		別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区	
投票区	区域	投票区	区域
<省略>		<省略>	
東明	西拝戸町（16番の3及び16番の4の区域）東拝戸町（84番及び86番から99番までの区域） <u>塩草町（98番の区域を除く。）</u> 太子町 新明町 小空町 東明町 西窯町 中畑町 赤津町 窯元町 針原町 長谷口町 八王子町 白坂町 西白坂町 中白坂町 北白坂町 東白坂町 南白坂町 尻山町 巡間町 惣作町 鐘場町 門前町 西山路町 山路町 東山路町 上山路町	東明	西拝戸町（16番の3及び16番の4の区域）東拝戸町（84番及び86番から99番までの区域） <u>塩草町（98番及び104番から356番までの区域を除く。）</u> 太子町 新明町 小空町 東明町 西窯町 中畑町 赤津町 窯元町 針原町 長谷口町 八王子町 白坂町 西白坂町 中白坂町 北白坂町 東白坂町 南白坂町 尻山町 巡間町 惣作町 鐘場町 門前町 西山路町 山路町 東山路町 上山路町
祖母懐	<u>塩草町（98番の区域）</u> 南仲之切町 蛭子町 <u>祖母懐町 陶生町</u> 西郷町 仲郷町 一里塚町 中山町 川合町 春雨町 上ノ切町 秋葉町 東茨町 陶栄町 東本町1丁目 東本町2丁目 萩殿町1丁目 萩殿町2丁目 萩殿町3丁目 萩殿町4丁目 萩殿町5丁目 <u>塩草が丘</u>	祖母懐	<u>塩草町（98番及び104番から356番までの区域）</u> 南仲之切町 蛭子町 <u>祖母懐町陶生町</u> 西郷町 仲郷町 一里塚町 中山町 川合町 春雨町 上ノ切町 秋葉町 東茨町 陶栄町 東本町1丁目 東本町2丁目 萩殿町1丁目 萩殿町2丁目 萩殿町3丁目 萩殿町4丁

1丁目 塩草が丘2丁目 塩草が丘3丁目 目 塩草が丘4丁目	目 萩殿町5丁目
<省略>	<省略>

附 則

この告示は、令和5年9月16日から施行する。